

令和7年度東京都コンプライアンス推進計画

1 本推進計画の趣旨

本計画は、「東京都コンプライアンス基本方針」（平成29年5月制定）及び「コンプライアンス推進に関する取組」（平成29年5月策定）を踏まえ、東京都が令和7年度に実施するコンプライアンスの取組の目的、内容等を示すものである。

2 全庁重点テーマに関する取組

多彩なバックグラウンドを持つ職員が増加し、職員一人ひとりの知識・経験や価値観が多様化する一方で、職員全体の在職年数の状況も変化し、仕事を「教える人」と「教わる人」のバランスが変わりつつある。

また、働く「時間」と「場所」が多様化するとともに、DXの進展により、職員同士のコミュニケーションやOJTが、「対面・口頭」から「非対面・文字」にシフトしてきている。

このように職員を取り巻く状況が変化する中で、一人ひとりの職員が力を最大限に発揮するために求められる、ルールへの十分な理解や、公務員としての価値観・倫理観を確かなものとすることを目指し、その土壌を醸成していくため、全庁重点テーマを**積極的なコミュニケーション～前向きな「おせっかい」「聞きたがり」のススメ**

とし、「気になったら遠慮せずに、伝えよう、教えてもらおう」「どこが良いか」「なぜダメなのか」を共有しよう」とのキャッチフレーズの下、以下の取組を着実に実施する。

- (1) 「おせっかい」「聞きたがり」は、職務に必要な情報だけでなく、公務員としての価値観や倫理観の共有にもつながる前向きなアプローチであるという意識改革を行う。
- (2) お互いに声を掛け合い、コミュニケーションを積極的に取る。特に管理監督者は、そのための場作りにおいて、中心的な役割を果たす。

3 コンプライアンスの推進体制

(1) 東京都コンプライアンス推進委員会の開催

東京都コンプライアンス推進委員会を開催し、本計画の内容等について審議する。さらに、前年度に各局が実施した取組の好事例等を報告し、コンプライアンス気運の醸成を図る。

(2) 制度部門幹事会の開催

服務、文書、会計等の各制度所管部門の課長級による制度部門幹事会を開催し、監察結果の検証等を通じて、全庁的な課題認識の共有を図る。

(3) 各局、各部・所コンプライアンス推進委員会の開催

① 各局の取組

東京都コンプライアンス基本方針に基づき、所属監察など局自らによる点検の強化、監察結果や改善状況の共有、汚職等防止策の着実な実施、コンプライアンスに係る意識啓発など、年間を通じて取組を進め、局内のコンプライアンス推進を図る。

② 各部・所の取組

各局コンプライアンス推進委員会の内容を部・所内に伝達するとともに、局推進委員会で定めた取組及び各部・所の実状に合わせ、年間を通じて取組を実施し、部・所内のコンプライアンス推進を図る。

4 コンプライアンス推進のための取組

4-1 研修の充実

(1) 各局コンプライアンス推進研修【各局（通年）】

各局において、原則として、一般職・管理監督者別に研修を実施する。実施に際しては、過去の事故事例等を題材にして、問題点や再発防止策等を検討するグループ討議を活用するなどして、具体的な場面において求められる行動・役割の理解を深める。

（２）講師養成研修等【総務局人事部、コンプライアンス推進部（通年）】

講師養成研修を実施するとともに、各局で実施するコンプライアンス推進研修に対し、必要に応じて講師を派遣する。

研修に当たっては、各局の研修において講師となる課長級職員等が、自局の研修において職員に求められる行動・役割を具体的に伝達していけるような内容とするとともに、過去の事故事例等を題材にして、問題点や再発防止策等を検討するグループ討議等を実施する。

（３）職層別研修【総務局人事部（通年）】

職層別研修では、引き続き、個人ワークやグループ討議等を実施し、受講生が「自ら考える時間」を拡大することにより、自身の職層に求められる職務・職責についての理解を深める。

（４）コンプライアンス推進研修（eラーニング型）【総務局人事部、コンプライアンス推進部（１１月）、各局】

一般職・管理監督者別に、具体的な事例等を通じて自ら主体的に問題点などを考える動画教材を作成し、コンプライアンスの推進に関する実践的かつ深い理解を促す。

４－２ 職員への啓発

以下の取組により、職員への情報提供、普及啓発等を行う。その際、職員に興味を持ってもらい、かつ、分かりやすく伝わるものとなるよう内容を工夫する。

（１）「コンプライアンス通信」の配信【コンプライアンス推進部（年５回）】

全職員に向けて、都庁におけるコンプライアンス推進の取組、コンプライアンスに関する各局の取組事例、事故防止のための情報等を掲載したコンプライアンス通信を配信する。

（２）「コンプライアンス推進のための標語」の募集【コンプライアンス推進部（１１月）】

職員が自らの行動や職場の状況を見直すきっかけとするとともに、職場におけるコンプライアンスの取組の推進を促すことを目的として、職員から標語を募集し、普及啓発に活用する。

（３）普及啓発素材の提供【コンプライアンス推進部（１１月）】

職員に求められるコンプライアンスの理解が進むよう、職員の行動変容を促す分かりやすい普及啓発素材を提供する。

４－３ コンプライアンス推進月間の実施【コンプライアンス推進部、各局（１１月）】

コンプライアンス推進月間を実施し、職場討議等の取組を通じて職員のコンプライアンス意識の強化を図る。

職場討議では、重大事故防止の観点や全庁重点テーマを踏まえた事例を設定し、具体的な場面において、どのように考え、どのような行動をとるべきなのかを職場内で話し合うことにより、職員相互の理解の促進や共通認識の形成などを図る。

４－４ 汚職等防止策の実施【コンプライアンス推進部、各局（通年）】

重大事故の防止へ向け、他団体での発生事例を踏まえた注意喚起を行う。また、汚職等防止部会による報告書（最終報告）に掲げられた汚職等防止策を着実に実施するとともに、各局における汚職等防止策の実施状況を確認することで、汚職等防止策の継続的な実施を目指す。